

# 不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い

別紙2

○不備のある原産地証明書等が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書等を提出するようにしてください。

○原産地証明書等が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特惠税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもEPA特惠税率の適用が認められません。

○「EPA原産地規則マニュアル」実務編もあわせて確認してください。

<https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf>

○国名のみ記載は二国間の協定を表します（例えば、「メキシコ」であれば日メキシコEPA）。

○QRコードやホログラムの付記、PDF等の形式で電子発給されたことのみをもって税関でその原産地証明書を無効とは扱いません。

## 【EPA原産地証明書】

令和6年4月1日現在

分野	記載項目	不備の内容	留意点		
全項目共通		明らかな印字の誤り	有効		
		英語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。 (メキシコは和訳があれば有効。)	
		記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書	無効		
原産地証明書の真正性	様式	協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一般特惠（GSP）原産地証明書を入手した場合)	無効	2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。	
		原本でない原産地証明書（「COPY」と記載されたもの等）の提出			
	発給機関の証明	印影・署名の脱落			必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		印影・署名が不鮮明			
		発給年月日、発給番号の脱落			
	輸出者の申請	有効期間が経過した原産地証明書			災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。
		申請日の脱落			輸出者が申請していることが明らかな場合は有効。
		原産国の脱落			
	その他	輸出者の署名の脱落		有効	
		表題部における発給国の脱落			
遡及発給の文言の脱落					
申告貨物との同一性	運送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の相違	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、又は輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）に限る。 不備が生じた経緯、理由を確認の上、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
	輸出者・輸入者の名称・住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落			
		輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しかない			
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落（メーカーズインボイス番号の記載を含む）			
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落			
	数量又は総重量	数量又は総重量の相違又は脱落			
	包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落			
品名	インボイスとの相違又は脱落（※）		※ 特別な規定がある品目に関する記載の相違又は脱落がある場合には、原産地調査官等に相談してください。		
貨物の原産性	特惠基準（シンガポール及びスイスは記載なし）	特惠基準等（ACU、DMI及び材料に関する記載を含む）の脱落	原則無効	相違がHSのバージョンの違いに起因する場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。 EPA原産地規則マニュアル 実務編27も参照してください。 <a href="https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf?page=86">https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf?page=86</a>	
		特惠符号等の相違			
	HS番号（スイスは記載不要）	輸入申告における適用税番との相違			
		脱落			
その他	RCEP原産国（RCEP）	相違・脱落（関税率の差異のない品目）	有効	輸出締約国が「RCEP原産国」となります。	
		相違・脱落（特惠符号等の記載からRCEP原産国が明らかなもの） ・完全生産品（特惠符号：WO） ・品目別規則を満たす産品（特惠符号：CTC、RVC、CR）で、RCEP協定附属書I日本国の約束の表の付録に特定された品目以外のもの	有効		
		相違・脱落（上記以外のもの）	ただし、関税率の差異のある品目は「RCEP原産国」によって適用される関税率が異なる点に留意すること。		輸入者が資料に基づいていずれかの締約国が「RCEP原産国」であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）には当該締約国が「RCEP原産国」となります。
連続する原産地証明書	最初の原産地証明の番号、発給の日付、RCEP原産国、該当する場合には最初の輸出締約国の認定輸出者の認定番号の脱落（RCEP）	無効	※ 輸入者は「RCEP原産国」にかかわらず、RCEP協定2・6条6の規定による最高税率の適用を求めることができます。		

## 【原産地申告（スイス、ペルー及びメキシコ協定）】

分野	記載項目	不備の内容		留意点
	全項目共通	明らかな印字の誤り	有効	
		英語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。 (メキシコは和訳があれば有効。)
真正性	認定輸出者にかかる申告文	認定番号又は原産地の相違・脱落	無効	
		認定輸出者以外の者により作成された申告文		
		規定申告文との些細な相違	有効	原産地申告であることが明らかな場合に限る。

## 【原産地申告（RCEP協定）】

分野	記載項目	不備の内容		留意点
	全項目共通	明らかな印字の誤り	有効	
		英語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。
原産地申告の真正性	作成年月日	有効期間が経過した原産地申告	無効	災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。
	認定番号	認定番号の相違・脱落		
	認定輸出者の証明	認定輸出者以外の者が作成したもの、認定輸出者が認定の対象となる品目以外貨物を証明したもの		
	固有の参照番号	固有の参照番号の脱落		認定輸出者が申告していることが明らかな場合は有効。
申告貨物との同一性	輸出者・輸入者の名称・住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、又は輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）に限る。 不備が生じた経緯、理由を確認の上、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しかない		
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落（メーカーズインボイス番号の記載を含む）		
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落		
	数量又は総重量	数量又は総重量の相違又は脱落		
	包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落		
品名	インボイスとの相違又は脱落			
貨物の原産性	特惠基準	特惠基準等（ACU、DMI及び材料に関する記載を含む）の脱落	原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効	相違がHSのバージョンの違いに起因する場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。 EPA原産地規則マニュアル 実務編問27も参照してください。 <a href="https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf#page=86">https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf#page=86</a>
		特惠符号等の相違		
	HS番号	輸入申告における適用税番との相違		
		脱落		
		非譲許品目のHS番号の記載		
	6桁を超えた番号の記載	有効		
その他	RCEP原産国	相違・脱落（関税率の差異のない品目）	有効	
		相違・脱落（特惠符号等の記載からRCEP原産国が明らかなもの） ・完全生産品（特惠符号：WO） ・品目別規則を満たす産品（特惠符号：CTC、RVC、CR）で、RCEP協定附属書 I 日本国の約束の表の付録に特定された品目以外のもの	有効 ただし、関税率の差異のある品目は「RCEP原産国」によって適用される関税率が異なる点に留意すること。	輸出締約国が「RCEP原産国」となります。  輸入者が資料に基づいていずれかの締約国が「RCEP原産国」であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）には当該締約国が「RCEP原産国」となります。
		相違・脱落（上記以外のもの）		※ 輸入者は「RCEP原産国」にかかわらず、RCEP協定2・6条6の規定による最高税率の適用を求めることができます。
	連続する原産地申告	最初の原産地証明の番号、発給の日付、RCEP原産国、該当する場合には最初の輸出締約国の認定輸出者の認定番号の脱落	無効	

【原産品申告書（オーストラリア、CPTPP、EU、米国、英国、RCEP協定）】

分野	記載項目	不備の内容		留意点
全項目共通	明らかな印字の誤り		有効	
	英語又は日本語以外による記述（オーストラリア）		原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。
	英語又は日本語以外による記述（CPTPP、米国）		原則無効	和訳があれば有効。
	英語又は日本語以外による記述（EU）		有効	輸出者・生産者による自己申告は、協定に記載された24言語であれば有効。ただし、輸入者自己申告は日本語又は英語（これらの言語以外は、原産地調査官等に相談してください。）。
	英語又は日本語以外による記述（英国）		原則無効	輸出者・生産者による自己申告は、日本語又は英語のみ有効。輸入者自己申告は日本語又は英語（これらの言語以外は、原産地調査官等に相談してください。）。
	英語以外による記述（RCEP）		原則無効	日本語で作成されたものは有効。
原産品真正申告書の	作成年月日	有効期間が経過した原産品申告書		災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効
	作成者又は代理人の氏名又は名称	輸入者・輸出者・生産者・それらの代理人以外の者の作成（オーストラリア、CPTPP、EU、英国、RCEP）	無効	
		輸入者又はその代理人以外の者の作成（米国）		
	固有の参照番号	固有の参照番号の脱落（RCEP）		輸入者・輸出者・生産者・それらの代理人が申告していることが明らかな場合は有効。
申告貨物との同一性	輸出者等の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス	輸出者の氏名・住所等のインボイスとの相違又は脱落	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、又は輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）に限る。不備が生じた経緯、理由を確認の上、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		生産者の氏名・住所等のメーカーズ・インボイスとの相違又は脱落		
		輸入者の氏名・住所等のインボイスとの相違又は脱落（CPTPP、米国、RCEP）		
	品名	インボイスとの相違又は脱落		
	包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量	重量又は数量の相違又は脱落		
		インボイス等との相違又は脱落		
	インボイス番号及び日付	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落（メーカーズインボイス番号の記載を含む）		
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落		
積送される貨物を確認するための情報	仕出港、輸送手段、船名等の相違（オーストラリア）			
その他の特記事項	第三国インボイスに関する記載及び第三国インボイス発行者名・住所の相違又は脱落			
貨物の原産性	適用する原産性の基準	特惠基準等（累積、僅少の非原産材料を含む）の脱落、相違		
	製品の原産地	原産地に関する申告文（輸出者自己申告）における製品の原産地の相違（EU、英国）	原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効	相違がHSのバージョンの違いに起因する場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。 EPA原産地規則マニュアル 実務編問27も参照してください。 <a href="https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf#page=86">https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf#page=86</a>
		輸入申告における適用税番との相違		
	関税分類番号	脱落		
		非譲許品目の番号の記載（オーストラリア、CPTPP、EU、英国、RCEP）		
		「日本国の表」に記載されていない番号の記載（米国）		
	6桁を超えた番号の記載	有効		
その他	包括的な期間	12か月を超える期間を記載（CPTPP、EU、英国）	原則無効	ただし、輸入申告が原産品申告書の作成日から1年以内であれば有効。
	RCEP原産国（RCEP）	相違・脱落（関税率の差異のない品目）	有効	
		相違・脱落（特惠符号等の記載からRCEP原産国が明らかなもの） ・完全生産品（特惠符号：WO） ・品目別規則を満たす産品（特惠符号：CTC、RVC、CR）で、RCEP協定附属書I 日本国の約束の表の付録に特定された品目以外のもの	有効 ただし、関税率の差異のある品目は「RCEP原産国」によって適用される関税率が異なる点に留意すること。	輸出締約国が「RCEP原産国」となります。  輸入者が資料に基づいていずれかの締約国が「RCEP原産国」であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）には当該締約国が「RCEP原産国」となります。  ※ 輸入者は「RCEP原産国」にかかわらず、RCEP協定2・6条6の規定による最高税率の適用を求めることができます。
	連続する原産品申告書	最初の原産地証明の番号、発給の日付、RCEP原産国、該当する場合には最初の輸出締約国の認定輸出者の認定番号の脱落（RCEP）	無効	

（注）自己申告制度を利用する場合は、原産品申告書に加えて原産品であることを明らかにする書類を提出する必要があります。また、原産品であることを明らかにする書類に不備・不足がある場合には、輸入貨物について原産品であることを明らかにする他の資料の提出が必要です。